○経済産業省告示第八十四号

冷 凍 保安規 則 (昭 和 兀 + 年 通 商 産業省令第五十一 号) 第四十四条第三項ただし書、 液 化石 油ガス保安規

則 (昭 和 兀 + 年 通 商 産 業 省令第五 十二号) 第八十 条第四 項 ただ L 書、 般 高 圧 ガス 保 安規 則 昭 和 匹 +

年 通 商 産 業 省令第五 十三号) 第八十三条第三項 くただ L 書、 コ ンビ ナ 1 等 保 安 規 則 韶 和 六 + 年 通 商 産

業省令第八十八号) 第三十八条第三項ただし書並 びに液 化 石油 ガ ス 0 保 安 0 確 保 及び取る 引 \mathcal{O} 適 正 化に 関 する

法 律 施 行 規則 (平成. 九年通商産業省令第十一号) 第三十六条第一 項第一 号ただし書、 第三十七条第一号ただ

が定める期間を次のように定める。

し書、

第三十二

八条の二第一

項ただし書及び第二項ただし書

 $\bar{\phi}$

規定に基づき、

各条項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

事

由

及び

経済産業大臣

令和六年五月一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 高市 早苗

令和六年能登半

島

地

震

1

事

由

2 経済産業大臣が定める期間

を有する者であって、 項 令和六年能登半島地震に際し災害救助法 に規定する災害発生市 冷凍 保 町 村 安 規 \mathcal{O} 区域 則第 兀 (次号に + 匝 (昭和二十二年法律第百十八号) 条第三項 おいて 「特定被災区域」という。 液 化 石 油 ガ ス 保 安規 が適用された同法第二条第 別第八 内 + に所在 条第四 する事 項、 業所 般

主 高 検査を行わ 圧 ガ ス 保 安規 なけ 則 第八 ればならない 八十三条 第三 期間が令 項 及 び 和六年一月一 コ ン ピ ナ 1 日から八月三十一日 等 保安規 則第三 $\overline{+}$ 八 条 までの間 第三項 に終了するも \mathcal{O} 規 定に ょ ŋ のに 定 期 自 0

1 ては、 当 該 い 期間 を令和六年八月三十一 日まで延長する。

ガ ス 特定被 法 第二条第 災 区域内 に 項 (Z 所在する事 規定する 業所を有する者又は特定被災区域内に所在する一般消 般 消 費者 等 をい う。 に 係 る保安業 務 (液 化 石 油 費者等 ガ ス 法 (液 第 <u>一</u>十 化 石油 七

条 第 項に 規定す る 「保安業務」 という。 を行 わな け れば、 ならない 者であ って、 液 化 岩 油 ガ ス 0 保安

行う \mathcal{O} 確 が期間、 保及び 同 取 引 令第三十七 0 適 正 化に関する法律 条第一 号の 規定により消 施行規則第三十六条第一 費設 備 \mathcal{O} 調 査 項第一 を行う期間、 号の規定により供 同 令第三十八 給 条 設 備 の 二 ::: 0 第 点 検を 項

及び 第二 項 \mathcal{O} 規定 に より 同 令第二十七 条各号 O事 項 を 記 載 L た 書 面 を配 布 Ļ 当該 事 項 を 周 知 さ せ なけ

れ ば ならな 1 期 間 が 令和六年 月一日 か ら八月三十一 日 にまで 0 間 に終了するもの に つ 1 ては 当該 期間

を令和六年八月三十一日まで延長する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

- 3 -